



「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」対応への取組みの概要

【これまでの取組み】

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正(令和3年2月)を受け、下記の取組みを実施。
(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)

(1) 講義形式及びe-learningを用いたコンプライアンス教育の実施。(品川キャンパス、荒川キャンパスのそれぞれ実施)
また、関係者の意識向上を目的として、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員(教職員)に対して、確認書の提出を依頼。

四半期に1回程度、啓発活動を実施。

(2) 研究費使用ルールの明確化と周知徹底として、「研究費の取扱い」を全教員へ発信して、ルールを共有。

取引業者に対して、機関の規則遵守や内部監査等への協力、取引停止要件や構成員の不正行為依頼の通報義務について記載した誓約書の提出を依頼。

公的研究費から旅費等の支給を受ける学生に対しても、使用的ルールを的確に周知する。

(3) 「研究費不正使用防止等に係る部会」および「研究費不正使用防止検討委員会」の継続運営
(ただし、「研究費不正使用防止検討委員会」は令和4(2022)年度以降、休会)

(4) 研究費の適正な執行

継続実施



2024年度 研究費不正使用防止への取組み(継続実施)

令和5(2023)年度文部科学省書面調査「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下、ガイドライン)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」：令和5(2023)年12月1日提出では必須88項目で実施済と報告している。

本年度については、令和3(2021)年2月に改正されたガイドラインを踏まえ、昨年度に引き続き、取組を継続する。また、随時内容の点検や確認を行い、研究費の不正使用防止推進に向けて必要な改善等を検討していくこととする。

1. コンプライアンス教育・啓発活動
 - (1) コンプライアンス教育の継続実施
本年度も全教員が出席する教職員会議等と合わせ、講義形式のコンプライアンス教育を実施する。
 - (2) e-learning教材等による研修の実施
 - ・修了証の有効期限(3年)を迎える教員に対して、昨年度に引き続き、e-learning(APRIN)研修を順次再実施する。
関係する職員についても、引き続きe-learning(APRIN)研修の受講を徹底する。
 - ・新入教職員、長期休暇明けの教員に対しては、個別対応による、①コンプライアンス教育 ②e-learning研修受講修了 ③確認書の提出を求める。
 - (3) 啓発活動の実施
2大学1高専で連携して内容のブラッシュアップを図り、より一層効果的な啓発活動を実施する。
2. 研究費使用ルールの明確化と周知徹底
「研究費の取扱い」を全教員に配布し、再度基本ルールの共有を行う。
競争的研究費等により旅費等の支給を受ける学生等に対しても、「研究費の取扱い」に基づき、学生を指導する立場の教員からルールを周知するとともに、必要に応じて所管の事務組織が支援する。
3. 不正使用防止活動の計画を推進し、実施状況を確認するために継続して「研究費不正使用防止等に係る部会」を開催する。
なお、本校で独自に立ち上げた「研究費不正使用防止検討委員会」については、当面の間、休会とする。
また、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況等について随時意見交換を行う。
4. 研究費の適正な執行
事務職員による物品検収を適切に遂行し、換金性の高い物品についても事務部門での管理を徹底する。
旅費の支払に当たっては、法人クレジットカードや旅行業者への業務委託等を積極的に活用する。
5. モニタリング体制の整備・実施
法人の内部監査部門の対応に従い、内部監査結果等については構成員に対して定期的に開示し、不正使用防止に向けた意識付けや類似事例の再発防止を徹底する。また、文部科学省が実施する調査へ協力する。

主な項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
コンプライアンス教育の継続実施	新人教育		新人教育	随時実施		e-learning研修再受講対応	随時実施		
研究費使用ルールの明確化と周知				随時実施					
研究費不正使用防止等に係る部会	開催			随時開催			開催		
研究費不正使用防止対策推進室会議	開催								
適正な研究費の執行				随時					

留意事項

- ◆教員への情報共有
適正な研究費の執行のため、会計事務の変更点及び留意点について、説明会などを通して、適切に教員へ情報の発信を行う。
- ◆都立大・産技大との連携、調整
それぞれに特有の事項を除き、共通の取組については、随時情報交換を行い、法人全体での不正防止対策の効果を高める。